

市一般職職員の給与に関する条例を改正

全員賛成で可決

一般職職員の地域手当の支給割合について、段階的に整合を図るため条例を改正する。

主な質疑

問 今回の地域手当0.5%アップはどのくらいの経費増になるか。

答 827万8千円。普通会計全体の給与額に占める割合は0.3%である。

市議会議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例を改正

全員賛成で可決

会計年度任用職員制度導入で、職員の災害補償に関する条例を改正する。

主な質疑

問 会計年度任用職員は何名か。
答 260から270名を予定。

災害弔慰金の支給等に関する条例を改正

全員賛成で可決

市営住宅管理条例および若年者専修学校等技能習得資金貸与条例を改正

全員賛成で可決

民法の一部改正により、利息の利率が引き下げられた上、市中の金利動向に合わせて変動する制度の導入に伴い条例を改正する。

主な質疑

問 資金を活用している人はいくらか。
答 市では資金活用の利用者はいない。

附属機関設置条例を改正

全員賛成で可決

市政運営に必要な審査や審議を行う附属機関設置に当たり、名称および担任する事項を定める。
(総務文教委員会審査報告)

部落差別の解消の推進に関する条例を制定

全員賛成で可決

主な質疑

問 この条例制定により、今までの同和行政と比べてどう変わるのか。
答 啓発活動に力を入れていくことを市が示すことに大きな意義があり、SNS等による新たな部落差別の解消も含め、取り組みを進めていく。

印鑑条例を改正

全員賛成で可決

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るため、印鑑条例の一部改正を行った。

健康福祉総合センター条例を改正

全員賛成で可決

主な質疑

問 働いている世代が利用しやすくなるための使用料の変更のことだが、対象の利用人数と利用増の見込みは。
答 対象者は全利用者約2600人のうち5000人程度と考える。利用増は50人程度を見込んでいる。



健康増進のため様々な世代が活用

国民健康保険税条例を改正

賛成多数で可決

主な質疑

問 なぜ法定外繰入が出来なくなつたのか。
答 法定外繰入は負担の公平性の観点から問題があるとの考えに基づき、県単位化により、国として認めない方針になっている。

問 法定外繰入ができなくなつたことと激変緩和措置がなくなつていく状況を鑑みれば、今後、国保税の負担が上がることも考えられるが。

答 国保財政運営の健全化のためにはやむを得ないと考えている。

エンゼルスポット条例を廃止

賛成多数で可決

問 令和2年3月15日閉館とのことだが、現利用者の今後の利用場所や周知などはなされているのか。
答 エンゼルスポットと同様の機能の施設は、子育て支援センターや児童センターがある。周知は、施設内の張り紙や広報紙、ホームページで行つた。

(市民福祉委員会審査報告)

古賀市汚泥再生処理センター・海津木苑(仮称)の建設およびし尿処理に関する事務委託に関する規約を締結

全員賛成で可決

主な質疑

問 福津市と古賀市でのし尿の投入量はどのくらいか。
答 日量は福津市25㎔で古賀市が28㎔の計画を立てている。

問 事務委託に関する条例を一部改正しようとする場合、通知前に意見交換ができるのか。
答 福津、古賀両市長が定期的な会議を持つようになっているので、その話し合いの中で決めていくことになっている。

公共下水道事業の設置等に関する条例および監査委員条例を改正

全員賛成で可決

認可地縁団体印鑑条例を改正

全員賛成で可決

市道路線の認定および変更

全員賛成で可決

地域分別収集のあり方についての請願

賛成なしで不採択

請願趣旨

自治会未加入者が資源ごみを分別収集会場に持ち込まない、持ち込めない状況が生じている。市が主導して地域分別収集会場に希望する誰もが持ち込めるようにすることを求める。

主な質疑

問 46%の分別収集会場が自治会未加入世帯の資源ごみを受け入れていないと回答しているが、確認はされたのか。
答 うみがめ課に資料請求し、これに基づき議会で議論した。

問 分別収集時に自治会未加入者が当番に関わったのか。
答 実態調査はしていないのでわからない。

問 市の責務は場所を提供し、集めたごみを持つていくという見解では。



全市民が使える公設分別ステーション

(建設環境委員会審査報告)

答 自治会は全住民ではないので、市は責任を果たしていない。本会での討論

反対

自治会に独自に調査を行った。地域分別収集会場で自治会加入・未加入者の区別がつかない。未加入者であっても受け入れを行っているとの回答であった。請願趣旨が実態とかけ離れていることから反対とする。

賛成

自治会加入・未加入の問題を住民にまかせるのではなく市も同じテーブルに着くことを求めていることから賛成とする。

不登校等の児童生徒の現状と対策および行財政集中改革プランの進捗状況について調査

不登校や特別支援を必要とする児童生徒の増加を受け、市の現状や今後の対応を調査した。また、平成28年8月に策定した行財政集中改革プランは、当初プランの一部見直しが行われたが、現在の進捗状況や推進体制について調査した。

▼不登校児童生徒について

令和元年度末の不登校児童生徒数は、増加傾向である。今後、不登校要因の解消をはかり、学校・地域・保護者の連携体制の構築やスクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの体制強化、相談体制の充実、現場教師のフォローアップ、情報の提供が必要と思われる。新たな居場所づくりのための公共施設（フスタなど）の活用を検討が望まれる。更に、人的体制等のソフト面にも配慮が必要である。

▼特別な教育支援を必要とする児童生徒について

児童生徒数の増加により特別支援学級在籍児童生徒も急増している。大幅な支援員増と障がいに応じた専門的な教員養成、障がい区分に対応した教育内容、冊子・パ

ンフレット作成による情報提供等が求められる。

▼行財政集中改革プランの進捗状況について

平成28年策定後、本市の人口増・財源状況に大きな変化が生じてきた。当初プランの再検討や進捗管理の外部機関による再検証も必要である。更に、利用者の意見聴取や市民対話、現場との協議、進捗状況の公開等市民への丁寧で納得性のある説明も求められる。

No	施設名称
1	エンゼルススポット
2	大和保育所
3	市営納骨堂
4	潮湯の里夕陽館
5	神興幼稚園
6	カメラアホール
7	中央公民館
8	ボランティアハウス・ふくま
9	わかたけ広場キャンプ施設
10	行政・観光情報ステーション
11	大規模公園
12	市営住宅

行財政集中改革プランの12施設

障害者虐待防止対策および児童虐待防止対策について市の取り組みを調査

市では障がい者虐待防止センターを設置（社会福祉協議会へ委託）し、障がい者への虐待の防止と擁護者への支援を促進し、障がい者の権利と利益を守るための業務を行っている。その現状と対策を調査した。児童虐待の報道があとを絶たない状況があるなか、市では家庭児童相談室を設置し啓発を行っている。その取り組みを調査した。

（市民福祉委員会所管事務調査）

▼障害者虐待防止対策の取り組み

障がい者自身が虐待を訴えることができない状況がある。センタリーの業務内容は、通報や届け出、保護のための相談や助言、虐待の防止、擁護者への支援に関する広報啓発などである。課題は事実確認が困難なケースがあり、見守りを長期にわたって継続していかなければならないことがあげられる。

委員会の意見として、問題が起こった時に速やかに報告し、対応できる体制の強化の必要性などがあがった。

▼児童虐待防止対策の取り組み

令和2年4月から親による体罰の禁止、児童相談所の体制強化を



△障がい者虐待防止センターのパフレット

土地利用の手続き・要綱およびため池の安全改修基準について市の取り組みを調査

委員会は土地利用にあたって市が運用している開発指導要綱の内容や文言の見直しを求めた。また、ため池の管理については現在地元が行っているが高齢化・後継者問題で管理が困難な状況になっている。委員会は市が昨年導入したため池管理システムの普及が急がれると要望した。

（建設環境委員会所管事務調査）

▼土地利用について

市は8種類の用途地域を指定し土地利用の誘導を図っている。津屋崎地域については特定用途制限地域の指定を進めている。また福岡漁港周辺については活力あるまちづくりを目指し地区計画の指定を予定している。都市計画道路については路線ごとに問題点を調査し見直しに取り組んでいる。

▼ため池の整備状況について

農業用ため池が市内115カ所ある。ため池改修事業は地元の要望（漏水通報等）により、現地調査・県との協議・法手続きを経て事業化を行う。底地所有者が個人・共有総代の場合は市に名義変更することになっている。市の費用負担は調査測量50%、工事20%となっている。



ため池管理システム カメラ部

県のモデル事業として、ため池管理システムを配備している。システムはカメラと水位計を設置し、異常水位になれば管理者にメール配信が行われる。現在3か所のため池に設置している。

その後どうなった!?

旅館「旧魚正ビル」問題

津屋崎海岸を見渡せる一等地に旅館「旧魚正ビル」が建っている。平成21年8月、所有者の廃業により閉館、同ビルの所有者が変遷された。同ビルは所有者による管理がされないまま現在に至る。外壁の落下など建物の劣化が進んでいる状況や未成年者の遊びによる不法侵入など、市に対して地域の住民から防犯上の問題があるとの報告があがっていた。

市は、同ビル所有者に市税の滞納があることから同ビルを差し押さえ、平成28年11月と平成29年1月に公売を行ったが、入札参加者はなかった。

旧魚正跡地の処置に関する請願

平成29年12月定例会において、当該ビルを市有地化し観光整備の拠点とすべきという内容の請願が議会に提出された。議

会では市有地取得に公の資金を投入すべきではないとの意見もあったが、現状の危険な状況においては市有地化しかないと判断で賛成多数をもって可決した。

市の取り組み状況

所有者に市が購入する提案をしたが、現段階では売却の意思がないとの返事をもらっている。今後、市有地化と観光整備への対応が検討される。



危険な状態で放置されている旧魚正ビル